

# 東日本大震災による被災代替償却資産の特例について

八 戸 市

東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等が、一定の区域内に令和 6 年 3 月 31 日までの間に、その滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものと認められる償却資産を取得し、又はその損壊した償却資産を改良した場合は、その取得又は改良（以下「取得等」という。）された償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格を、課税される初年度から 4 年度分について 2 分の 1 の額とする特例措置が講じられています。《地方税法附則第 56 条 12 項／被災代替償却資産の特例》

この特例措置の適用を受けようとする場合は、次の要領により必要書類を作成等の上、申告してください。

## 第1 特例措置の概要

### 1 特例措置の対象者

東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産（以下「被災資産」という。）の所有者及びその所有者とみなされる方（具体的には「第 2 \_ 1 \_ (4)」を確認してください。）

### 2 特例措置の対象資産

#### (1) 資産の内容

被災資産に代わるものとして取得した償却資産、又は被災資産の復旧・修理・補強等を行った際の資本的支出に該当する改良費等（以下「代替資産」という。）

原則として、被災資産と種類及び使用目的・用途が同一であるもの、かつ、代替資産であることをその資産の所在地の市町村長が認めるものに限ります。

なお、この特例措置の適用を受ける代替資産に対応するものとして一度申告された被災資産は、そのものとして再度（複数回）申告することができませんので注意してください。

#### (2) 資産の取得等の期間

平成 23 年 3 月 11 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に取得等されたもの

#### (3) 資産の所在地

東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）に所在するもの

※ 八戸市は適用区域です。

### 3 特例措置の適用内容

#### (1) 適用の期間

代替資産に対する固定資産税が課税される初年度から 4 年度分を軽減

#### (2) 適用の額

償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の 2 分の 1 の額を軽減

この特例措置の他に、地方税法の規定による特例措置の適用を受ける償却資産にあつては、その規定により課税標準とされる額の 2 分の 1 の額を軽減（特例措置を重ねて適用）します。

## 第2 申告書類の提出等について

### 1 提出書類

特例措置の適用を受けるための申告にあたっては、当該年度の償却資産申告書等と併せて法定申告期限（1 月 31 日）までに、次の書類を提出してください。

(1) 「被災代替償却資産に係る課税標準の特例適用申告書」・・・[様式 1]

(2) 「固定資産（償却資産）課税台帳登録事項証明書 兼 代替資産対照表」・・・[様式 2]

(3) 被災資産の所在地の市町村から発行された「り災証明書」、又はそれに類する書類（写し可）

※八戸市から「り災証明書」が発行されている場合、提出する必要はありません。

(表面)

## (4) その他

代替資産を取得等した方が、被災資産の所有者の相続人及び合併後存続法人、合併設立法人、分割承継法人（以下「合併法人等」という。）である場合、又は被災資産について所有権留保付売買資産でその買主である場合（被災資産の所有者とみなされる方」という。）においても、この特例措置の適用を受けることができます。該当する場合は、次の書類（写し可）も提出してください。

- ア 相続人・・・・・・・・・・・・・・・・そのことを証する書類（「戸籍の謄本」等）
- イ 合併法人等・・・・・・・・・・・・・・・・そのことを証する書類（「法人に係る登記事項証明書」等）
- ウ 所有権留保付売買資産の買主・・・その資産に係る「売買契約書」等

**2 提出先・問合せ先**

八戸市庁 別館3階 資産税課（管理償却グループ）

〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 電話 0178-43-9037（直通）

**第3 申告書・対照表の記入等について****1 [様式1]・・・「被災代替償却資産に係る課税標準の特例適用申告書」**

- (1) 「(申告者) 住所又は所在地」  
申告者（代替資産の所有者）が個人の場合は住所を、法人の場合は本店若しくは主たる事務所の所在地を記入してください。
- (2) 「(申告者)氏名又は名称」  
申告者（代替資産の所有者）が個人の場合は氏名を記入してください。法人の場合は名称及び代表者の役職名・氏名を記入してください。
- (3) 「(申告者) 個人番号又は法人番号」  
個人番号（マイナンバー）又は法人番号を記入してください。
- (4) 「1 所有者の氏名（名称）・住所（所在地）・資産所在地」欄  
代替資産及び被災資産の区分に応じた内容を記入してください。なお、八戸市に資産所在地が複数ある場合は、できるだけその全てを記入してください。
- (5) 「2 代替資産の種類別内訳」欄  
「固定資産（償却資産）課税台帳登録事項証明書 兼 代替資産対照表」に記載の代替資産について、その資産の種類別の数量並びに取得価額の計及び数量並びに取得価額の合計を記入してください。

**2 [様式2]・・・「固定資産(償却資産)課税台帳登録事項証明書 兼 代替資産対照表」**

- (1) 「被災資産（課税台帳登録資産）」欄及び「代替資産」欄
  - ア 「所有者名」（両欄共通）  
個人の場合は氏名を、法人の場合は名称を記入してください。
  - イ 「資産の種類」「資産の名称等」「数量」「取得年月」「取得価額」「耐用年数」（両欄共通）  
償却資産申告書に添付する種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入の仕方と同じく、それぞれの内容を記入してください。（詳しくは「償却資産申告の手引き」を参照してください。）
  - ウ 「資産番号」（「代替資産」欄には記入不要）  
被災資産の所在地の市町村の固定資産（償却資産）課税台帳に登録されている、その被災資産の資産コード（登録番号）を記入してください。
  - エ 「※ [証明欄]」  
被災資産が八戸市以外の市町村に所在していた場合は、その所在地の市町村の固定資産（償却資産）課税台帳に登録されていることについて、その市町村長から証明を受ける必要があります。または、当該対照表に直接証明を受けることに代えて、その市町村発行の証明書（償却資産明細のわかるものに限る。）の添付によることもできます。  
※ 被災資産が八戸市に所在していた場合、証明を受ける必要はありません。  
※ 平成23年1月2日から平成23年3月11日までの間に取得した被災資産については、固定資産（償却資産）課税台帳に登録されていないものであるため証明を受ける必要はありませんが、その取得の事実がわかる書類（売買契約書、納品書／写し可）等を提出してください。

（裏面）